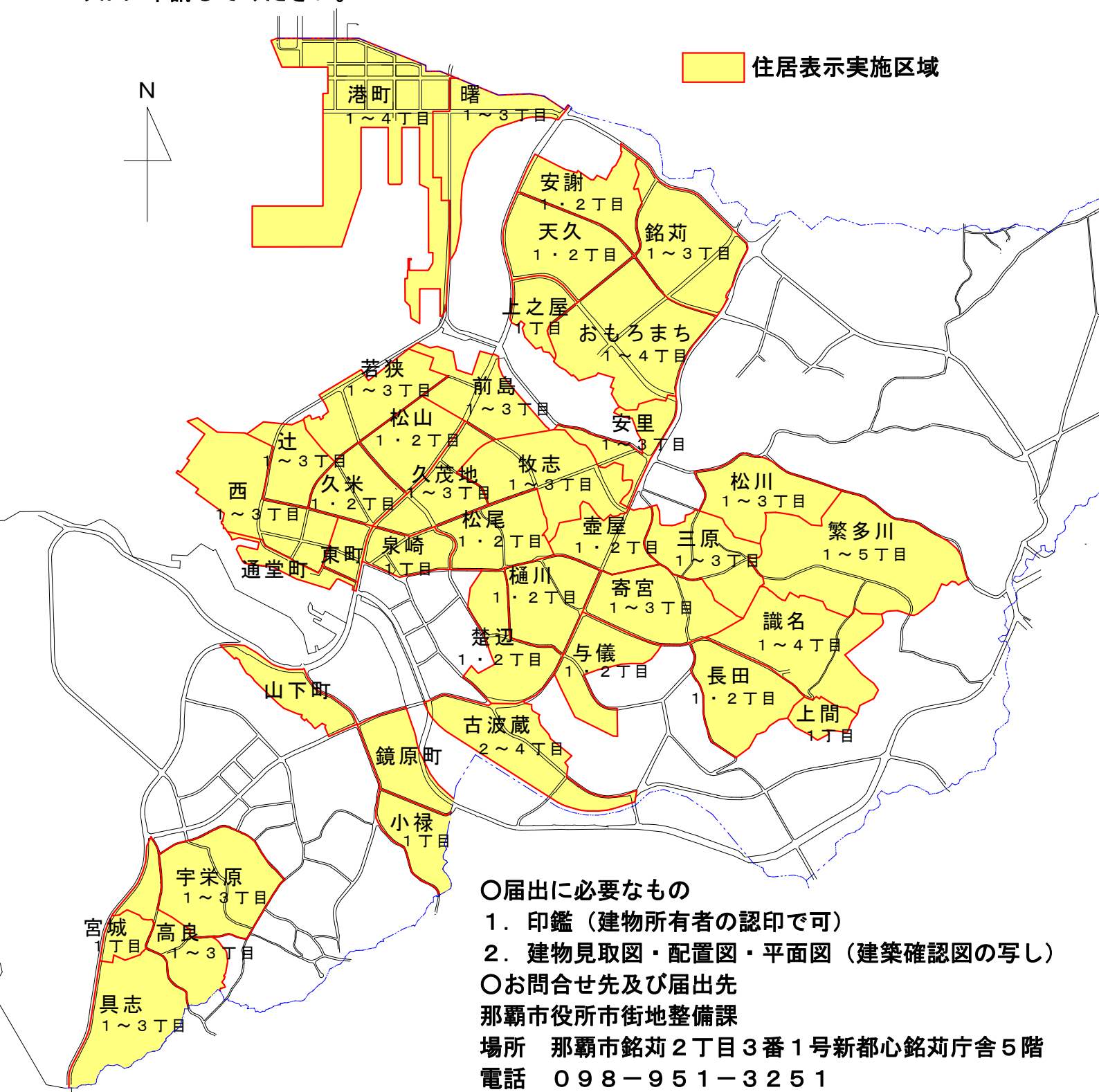


# 住居表示実施区域内で、建物を新築される方へ！

住居表示実施区域内において、つぎの場合は届出（住居番号設定等申請）が必要です。

1. 建物などを新築したとき（建替えを含む）
2. 建物の出入り口の位置が変わるような増改築をしたとき

※上記届出を行わず、地番などを住所として使用されますと、住民登録や郵便物等の配達などに支障をきたす場合がありますので、建物の出入り口が現場にて確認できる時期に速やかに申請してください。



## ○届出に必要なもの

1. 印鑑（建物所有者の認印で可）
2. 建物見取図・配置図・平面図（建築確認図の写し）

## ○お問合せ先及び届出先

那覇市役所市街地整備課

場所 那覇市銘苅2丁目3番1号新都心銘苅庁舎5階

電話 098-951-3251